

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査及び行政監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

<財務・事務に関する事項>

(平成21年度監査結果報告分)

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていなかった。利活用を検討する必要がある。

(北部病院)

(2) 現在までの状況

借地借上料を支払っていた古宇利診療所医師住宅については、平成24年6月に今帰仁村長より地域保健福祉拠点施設として利用するため同建物の無償譲渡申請があり、平成24年11月に同村あて無償譲渡した。

古宇利診療所及び看護師住宅については、現在、今帰仁村において利用計画を策定中であり、当該利用計画が策定された後、当該計画を精査し、同診療所の今帰仁村への譲渡について協議する予定である。

(平成23年度監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

心身障害者扶養共済事業費負担金の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成する必要がある。

(障害福祉課)

(2) 現在までの状況

加入者台帳の整備や、未収金マニュアルの改訂作業に取り組んだ。本マニュアルには、未収金整理強化月間の実施について定めており、滞納整理票を組織全体で作成していく等の取り組みを予定している。

(平成26年度監査結果報告分)

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、沖縄型植物工場プラント

等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。

（園芸振興課）

(2) 現在までの状況

当該備品は実証事業委託により取得した備品であり、委託事業終了後の効果的活用、公益性等を勘案し、管理は委託先の研究機関としている。なお、事業終了後も、毎年度利用計画等を提出させ、備品の適切な管理や使用状況について、定期的に現地確認しているが、備品の適切な取扱いについては引き続き検討していく。

第2 行政監査指摘事項に対する未措置の状況

（平成22年度監査結果報告分）

1 滞納整理票の未作成について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項により、滞納整理票の作成を定めているにもかかわらず、滞納整理票を作成していないものが次のとおりとなっていた。

債権管理を適切に実行するためには、滞納者の状況を把握し、その内容を滞納整理票に記録する必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害福祉課

(2) 現在までの状況

加入者台帳の整備や、未収金マニュアルの改訂作業に取り組んだ。本マニュアルには、未収金整理強化月間の実施について定めており、滞納整理票を組織全体で作成していく等の取り組みを予定している。

2 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
県営住宅損害賠償金	住宅課

(2) 現在までの状況

県営住宅損害賠償債務者及び連帯保証人の所在確認を引き続き実施しており、所在が判明でき次第、催告を再開することとしている。

その一方で、所在確認ができず、回収が極めて困難と判断される債権については、弁護士による債務者等の所在・財産等を把握する取組を新たに実施し、所在の判明次第、納付催告による徴収または不納欠損等の処理を進めるなど、債務者の状況を考慮した適切な債権管理を行うこととしている。

（平成26年度行政監査結果報告分）

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品は、次のとおりである。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

ア 試験・実験委託事業が終了したため利用されていない機関

商工労働部 産業政策課

4件

イ 寄贈された天蓋風飾りの使途がないため利用されていない機関

土木建築部 都市計画・モノレール課

1件

(2) 現在までの状況

ア 該当する重要備品については、過去に実施した産学官共同研究推進事業において委託先で購入したものであり、当該事業の管理法人へ無償貸し付けを行っている。現在は、管理法人から備品の譲渡申請（2件）があり、現在譲渡手続きを行っている。他2件については、管理法人内部で譲渡申請に向け取り組んでいるところである。

イ 当該備品は、沖縄サミット時にレセプション会場の首里城北殿に国が設置し、県に寄贈したものである。北殿は通常の形態が売店であるため、当該備品を活用できない状況である。現在、首里城有料区域の管理権限を平成30年度末から県が国より受けることについて調整しており、当該備品の活用についても、施設の利用形態を踏まえながら検討する。